

## 特定秘密保護法の制定に反対する

特定秘密保護法の制定が企てられている。東海地区私立大学教職員組合連合（以下、東海私大教連）執行委員会は、以下に述べる理由から、本法案に反対の意思を表明する。

1. 大学の最大の使命は真理の探究である。大学で働く教職員がこの使命を忠実に果たそうとする限り、何よりも学問・教育の自由や大学の自治が確保されていなければならない。しかるに本法案は、安全保障に関する広範な情報を特定秘密として指定し情報の漏洩や情報へのアクセスを厳罰で抑止しようとするものであり、報道機関の取材活動や報道のみならず、研究者の調査活動や研究成果の公表も抑止の対象となる。これにより学問の自由は萎縮させられて真理への道が閉ざされ、大学がその最大の使命を果たすことも困難となる。

2. 大学で働く教職員の営みの本質は、次代を担う若者たちに平和で自由な社会の建設を託すことにある。しかるに本法案の本質は、安全保障に関する広範な情報を厳罰で保護することにより、日本版 NSC（国家安全保障会議）設置法案とセットで、アメリカと一体化した軍事国家をつくることにあり、憲法 9 条改悪の先取りにほかならない。東海私大教連は、第 41 回大会において運動方針として「9 条改悪や集団的自衛権行使を許さない運動を推進」することを確認している。執行委員会は、この方針実践のため、特定秘密保護法の制定に反対する。

3. 東海私大教連執行委員会は、福島原発災害において放射性物質に関する重大情報が秘匿されたことによって、避けられたはずの被曝を余儀なくされた人びとの怒りと無念を共有する。それゆえ、原発に関する情報も特定秘密に該当することがあるとの指摘を注視し、「東日本大震災対応・被災者支援」への取り組みとともに「東海地方での震災に備え・・・防災・耐震等の対策強化」を要求している運動方針の観点から、本法案に反対する。

4. 本法案は、特定秘密の漏洩の教唆、扇動、共謀も処罰の対象としている。このことが意味するのは、組合運動をはじめ市民運動が意図せずして本法に触れるという事態を招来する恐れがあるということである。その結果、平和と市民生活の安全を求める労働組合や広範な国民の運動は否応なく萎縮し日本社会は息苦しくなることを避けられない。そうした社会を私たちは拒否する。

2013 年 11 月 25 日

東海私大教連執行委員会